

# 国民年金について

## 年金相談メモ

厚生年金は社会保険事務所、国民年金は市役所年金係が、その窓口になっていますから、いちばん身近かな年金相談窓口です。

しかし、長い期間の被保険者記録は、すべて社会保険庁に集中管理されていますから、個人ごとの相談となると、その記録をみながら行なった方が、より具体的になります。

年金相談に当たっては、つぎのとがらに注意してください。

- (1)自分の聞きたいことは何かというのを整理してからでかけることです。厚生年金か国民年金か、老齢年金か、遺族年金か、厚生年金をもらいたい、というような質問で時間を費やすことがしばしばあります。
- (2)証拠となるようなものは、なるべく整理して持参してください。被保険者証や年金手帳、国民年金手帳、保険料の領収書など公的なもののほか、加入期間について傍証できる会社の人事辞令や給与明細書なども整理して持ってくるべし参考になります。
- (3)年金相談に行く前に、自分の職歴を一度整理してみることが必要です。整理をしている中で、国民

年金ばかりと思いついてきたのが厚生年金の期間もあつた、ということも発見された例もあります。

- (4)聞き上手、話し上手になるように努めることです。たとえば「働いているが年金がもらえるか」と聞くときには「どんな所で働いているか」ということをつけ加えることもあります。また「こんなばあいはどうなりますか」と他人のことを聞く人が多いといわれています。自分のことを適確に聞くよ

## 今年4月から提出期限が変わります

引き続き年金をうけるときは、現況届を社会保険庁に提出します。しかし、今年の3月までに生まれた人についてはすでに現況届とお知らせの通知が届いてはるはずで、4月以降に生まれた人については、誕生月の1ヶ月前に通知とハガキが送られてきますので、忘れずに証明をうけて自分の誕生日までに提出してくださいようお願いいたします。昨年まで全国統一だった2月15日提出期限が証明窓口混雑のため、年金をうける人の誕生日が現況届の提出期限に変わりました。なお、この現況届を提出しない

うにしましょう。

年金請求は「請求なくして年金なし」とまでいわれます。いかに年金時代といわれ、年金に対する関心が高まり、年金制度の改正が行なわれようと、請求しなければそれは絵に画いた餅でしかありません。

よりよい年金請求をするため(1) (4)の事柄を留意のうえ各窓口へ相談、請求くださるようお願い致します。また社会保険事務所出張相談は毎月第四週火曜日ですので併せてお願い致します。最後に年金請求はあくまでも本人が納付記録確認のうえ請求ください。都留市では本人以外の請求は受け付けておりません。



人については、社会保険庁で生存についての確認ができないため、引き続き年金を支払ってよいかどうかの判断がつきませんので、

## 厚生年金の

### 被保険者期間について

厚生年金の被保険者期間は、1年以上の期間が通算されます。厚生年金の被保険者期間は、事業所を移つてもすべて合計されますので、会社や工場につとめた期間が1年以上なら、その期間が通算されるのです。ただし、注意しなければならぬのは

- (1)昭和36年4月1日以前の期間については、昭和36年4月1日以後に公的年金制度に加入したばあいに限り通算対象期間とされます。
- (2)昭和53年5月までであった女子の脱退手当金の特例による脱退手当金をうけたばあいは、その脱退手当金の基礎となった被保険者期間は、通算対象期間とはされません。

## 厚生年金の記号番号

### の調査について

2月2日付をもって市内市外の厚生年金適用事業所宛に、右記見出しのとおり依頼文書を発送しましたので、事務繁忙の折とは存じますが、調査目的・趣旨についてはご理解のうえ、該当事業所には是非ともご協力をお願い申し上げます。

その年の(誕生月の支払期日の近い月)支払期日に年金が一時差し止められますのでご注意ください。

## 国土基本図作成

### のための現地調査実施

国土基本図は、国や市で行なう各種公共事業の実施計画や調査用として、建設省国土地理院が全国的に統一した規格で作成する二五〇〇分の一の精密な地図です。

市では現在業者に委託してこの基本図の製作を進めておりますが、正確を期するため現地調査が必要であり、場所によっては直接土地に立入る場合もありますので、皆様のご理解をいただきたくお知らせいたします。

なお、調査を担当する係員は、市発行の身分証明書を携行していただきますので確認のうえご協力をお願いします。

- 一、作業名、国土基本図作成作業
- 二、調査区域、都留市全域
- 三、調査期間、昭和55年1月13日 月末日まで
- 四、調査計画機関、都留市
- 五、調査作業機関、東日本航空機

不用犬・猫の  
巡回収集

3月12日(水)

日程・場所は  
前回どおり